

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員就退任(三件)(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

国土調査の成果の認証(〃)

松くい虫の駆除命令(二件)(森林保全課)

松くい虫の特別伐倒駆除の命令(〃)

海面における区画漁業の免許(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等

の範囲を定める規則の一部を改正する規則(職員課)

◇ 公 告 平成九年度後期技能検定の実施(労政能力開発課)

告 示

鳥取県告示第五百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次

のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

- | | | |
|----|-------|------------|
| 理事 | 田中義弘 | 鳥取市円通寺四〇五 |
| 〃 | 森下達雄 | 鳥取市蔵田二四二 |
| 〃 | 岡本善徳 | 鳥取市八坂二〇五 |
| 〃 | 田村正男 | 鳥取市馬場一七一五 |
| 〃 | 岡村太郎 | 鳥取市国安九〇三一一 |
| 〃 | 西村兼雄 | 鳥取市国安九三七 |
| 〃 | 山根久美 | 鳥取市数津一九八一 |
| 〃 | 前田和三 | 鳥取市叶三七四 |
| 〃 | 中田光雄 | 鳥取市宮長四一 |
| 〃 | 三谷 伝 | 鳥取市富安三三三三五 |
| 〃 | 川口隼成 | 鳥取市雲山九三 |
| 〃 | 三輪武弘 | 鳥取市美和一四七 |
| 〃 | 谷澤英一 | 鳥取市中大路七三 |
| 〃 | 田中岩蔵 | 鳥取市西大路一三五 |
| 〃 | 山根喜作 | 鳥取市橋本一九一一 |
| 〃 | 藤岡芳満 | 鳥取市古市六三七 |
| 〃 | 村山 登 | 鳥取市雲山一〇九一二 |
| 〃 | 徳長繁太郎 | 鳥取市東大路九九一一 |
- 平成九年四月一日

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 田中義弘 鳥取市円通寺四〇五
 - 〃 高見則夫 鳥取市蔵田二四五
 - 〃 岡本善徳 鳥取市八坂二〇五
 - 〃 田村正男 鳥取市馬場一七一五
 - 〃 岡村太郎 鳥取市国安九〇三一
 - 〃 椋田正晴 鳥取市国安七八一
 - 〃 山根久美 鳥取市数津一九八一
 - 〃 玉木正市 鳥取市叶一六四
 - 〃 霜田充 鳥取市宮長九七
 - 〃 三谷伝 鳥取市富安三三三
 - 〃 川口隼成 鳥取市雲山九三
 - 〃 三輪武弘 鳥取市美和一四七
 - 〃 谷澤英一 鳥取市中大路七三
 - 〃 田中岩蔵 鳥取市西大路一三五
 - 監事 山根喜作 鳥取市橋本一九一
 - 〃 藤岡芳満 鳥取市古市六三七
 - 〃 村山登 鳥取市雲山一〇九
 - 〃 徳長繁太郎 鳥取市東大路九九一
- 平成九年四月二日就任 任期四年

鳥取県告示第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 青木充宏 鳥取市江津六六八
 - 〃 松下清寿 鳥取市江津六二八
 - 〃 中村幸治 鳥取市江津六五四
 - 〃 吉田和夫 鳥取市江津四〇〇
 - 〃 岡本幸男 鳥取市江津六八一
 - 監事 高田寿秋 鳥取市江津二七七
 - 〃 高田忠治 鳥取市江津六三五
- 平成九年四月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 青木充宏 鳥取市江津六六八
 - 〃 松下清寿 鳥取市江津六二八
 - 〃 中村幸治 鳥取市江津六五四
 - 〃 吉田和夫 鳥取市江津四〇〇
 - 〃 岡本幸男 鳥取市江津六八一
 - 監事 高田寿秋 鳥取市江津二七七
 - 〃 高田忠治 鳥取市江津六三五
- 平成九年四月十三日就任 任期二年

鳥取県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事

坪倉清明 日野郡日南町多里二八三〇
 秋末安司 日野郡日南町萩原二四六
 近藤愛明 日野郡日南町新屋一四七六
 西村友昭 日野郡日南町萩原六一七
 小谷秀人 日野郡日南町神戸上二四八六
 廣瀬明正 日野郡日南町神戸上一八九六
 佐伯勉 日野郡日南町神戸上一〇三三
 小谷巧 日野郡日南町神戸上一三八
 藤定繁樹 日野郡日南町神戸上二七二
 坪倉勝幸 日野郡日南町阿毘縁二五一八一
 挾間剛二 日野郡日南町阿毘縁一一〇五一
 高木功 日野郡日南町下阿毘縁二二一三三
 加納清文 日野郡日南町下阿毘縁一二六七
 福岡學 日野郡日南町花口一一一一
 山形義盛 日野郡日南町花口九〇四一一
 新田正夫 日野郡日南町花口七九三一一
 藤定満一 日野郡日南町上石見七九九
 島川和美 日野郡日南町中石見四〇三
 森川一男 日野郡日南町中石見六〇一
 太田卓治 日野郡日南町下石見一一三八一一
 山本文夫 日野郡日南町下石見一六七八一三

柴田謹吾 日野郡日南町下石見九七一一三
 櫃田忠 日野郡日南町三吉八一四
 渡邊登 日野郡日南町三吉三七七
 藤原吉廣 日野郡日南町笠木一六八一
 高橋節夫 日野郡日南町笠木三三三三
 野口忠實 日野郡日南町茶屋一六三九
 長谷川政幸 日野郡日南町茶屋二九六七
 三上惇二 日野郡日南町茶屋二四四五
 木村利顯 日野郡日南町福寿実二四一四
 西尾雅喜 日野郡日南町福寿実九五一一
 小田一穂 日野郡日南町新屋一五八三
 榎原孝行 日野郡日南町神戸上六九九一一
 足立潤二郎 日野郡日南町阿毘縁二三五一
 中田博 日野郡日南町下石見一三〇二
 山浦久 日野郡日南町笠木一八四六

平成九年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事

坪倉清明 日野郡日南町湯河四三〇
 長谷川文義 日野郡日南町萩原九六八
 近藤愛明 日野郡日南町新屋一四七六
 森一由 日野郡日南町多里七四一
 原明和實 日野郡日南町萩原四五三
 小谷大平 日野郡日南町神戸上八一七
 廣瀬明正 日野郡日南町神戸上一八九六
 佐伯勉 日野郡日南町神戸上一〇三三
 後藤章 日野郡日南町神戸上二七三一二

伊田忠邦	日野郡日南町神戸上二五〇三
坪倉勝幸	日野郡日南町阿毘縁二五一八一
村上 信	日野郡日南町下阿毘縁二二〇二一
挾間剛二	日野郡日南町阿毘縁一一〇五一
石倉靖雄	日野郡日南町下阿毘縁一一六一
福岡 學	日野郡日南町花口一一一一
藤定滿一	日野郡日南町上石見七九九
島川和美	日野郡日南町中石見四〇三
森川一男	日野郡日南町中石見六〇一
太田卓治	日野郡日南町下石見一一三八一
櫃田 忠	日野郡日南町三吉八一四
渡邊 登	日野郡日南町三吉三七
山本文夫	日野郡日南町下石見一六七八一三
佐伯睦則	日野郡日南町下石見二四四五
山形義盛	日野郡日南町花口九〇四一
新田正夫	日野郡日南町花口七九三一
藤原吉廣	日野郡日南町笠木一六八一
高橋節夫	日野郡日南町笠木三三三
三上惇二	日野郡日南町茶屋二四四五
長谷川政幸	日野郡日南町茶屋二九六七
野口忠實	日野郡日南町茶屋一六三九
坪倉久光	日野郡日南町福寿実三三七
西尾雅喜	日野郡日南町福寿実九五一一
倉本卓郎	日野郡日南町新屋四五〇
金田 勇	日野郡日南町神戸上四三一
足立潤一郎	日野郡日南町阿毘縁二三五一一
中田 博	日野郡日南町下石見一三〇二

〃 山 浦 久 日野郡日南町笠木一八四六
 平成九年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十号

倉吉市が行う土地改良事業に係る横谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する種類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を承認したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	承認年月日
北条町	平成六年度及び平成七年度	北条町（江北の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町江北の一部	平成九年九月二日
中山町	平成六年度から平成八年度	中山町（石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部	〃

鳥取県告示第五百九十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成九年九月二十五日から平成十年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

三 森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に掲げる松くい虫
 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤にとるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 一 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 二 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、所定の申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百九十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成九年九月二十五日から同十年十月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に掲げる松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、所定の申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百九十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同法第四項において準用する同法第二条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

県下全域

2 期 間

平成九年九月二十五日から平成十年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に掲げる松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木が存する高度公益機能森林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置として破砕を行う場合は、次によること。
 - (一) 枝条は、破砕又は焼却すること。
 - (二) 破砕後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チップにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下とすること。
- 3 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、所定の申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、区画漁業の免許をしたので次のとおり告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許番号 海区第四号

二 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二一一
淀江漁業協同組合

三 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(二) 漁業の位置 西伯郡大山町地先

(三) 漁業の区域 次のアからカまでを順次に直線で結んだ線及びアとカを直線で結んだ線によって囲まれた区域

ア 平田漁港防波堤燈台から一四度〇〇分一六九メートルの点

イ 平田漁港防波堤燈台から一三四度〇〇分二九八メートルの点

ウ 平田漁港防波堤燈台から一五三度〇〇分三九四メートルの点

エ 平田漁港防波堤燈台から一七六度三〇分四七七メートルの点

オ 平田漁港防波堤燈台から一九七度〇〇分三七四メートルの点

カ 平田漁港防波堤燈台から一八三度〇〇分六七メートルの点

(四) 制限又は条件 なし

(五) 存続期間 平成十年八月三十一日まで

四 免許の日

平成九年九月一日

鳥取県告示第五百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年六月十四日 鳥取県指令倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市鴨河内字谷口、字反土及び字権谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市越殿町一四〇九

倉吉市農業協同組合

代表理事組合長 森 博 光

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年九月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

母 請 母	氏 名	又 は 名 称	住 所
	氏 名	株式会社大一商會	名古屋市中村区鴨守町一丁目22
	住 所		名古屋市中村区鴨守町一丁目22
	法人にあってはその代表者の氏名		市原 茂

遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間	氏名又は名称	住所
						氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CR寛平笑劇場MAX	〃	700169	〃	株式会社三共	桐生市境野町六丁目460
遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	寛平笑劇場2	株式会社大一商会	700137	平成9年9月2日から3年間	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRワイパーボストル大名SR	株式会社三共	700212	平成9年9月2日から3年間	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	ワイパーサルカニボンバーDGP	株式会社大同	700134	平成9年9月2日から3年間	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	製造業者名	検定番号	有効期間	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	製造業者名	検定番号	有効期間	氏名又は名称	住所

申請者	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第2号イ該当機	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第2号イ該当機	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	遊技機の種類	遊技機の区分及び型式の検定等に関する規則第6条第2号イ該当機	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十三号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正す

る。

別表の5の表中

総務課長	民生課長
教育長	

を

課長	
教育長	次長

に改め、同表の9の表中

課長

を
課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の17の表中

教育長 次長

を
教育長 課長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、平成9年度後期の技能検定を次のとおり実施する。

平成9年9月2日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 検定を実施する職種

ア 特級

機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

イ 1級及び2級

さく井、鍛造、金型製作、工場板金、ロープ加工、機械検査、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、機械木工、石材施工、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図及び塗装

ウ 3級

機械検査、プリント配線板製造、プラスチック成形、配管及びテクニカルイラストレーション

エ 単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成9年12月8日(月)から平成10年2月22日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成9年11月28日(金)に鳥取県職業能力開発協会の揭示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査(1級、2級及び3級)、婦人子供服製造、紳士服製造(1級及び2級)、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工及びプラスチック成形(3級)	平成10年2月1日(日)
機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、機械検査(特級)、機械保全(特級)、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、紳士服製造(特級)、プラスチック成形(特級)、パン製造、さく井、金型製作、工場板金、ロー加工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラスチック製図、塗装及び樹脂接着剤注入施工	平成10年2月8日(日)

機械保全(1級及び2級)、半導体製品製造、プリント配線板製造、菓子製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び電子回路接続

平成10年2月15日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成9年9月29日(月)から同年10月13日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受験申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受験案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受験申請ができる。

5 受験手数料等

(1) 受験手数料			
ア	実技試験		
検 定 職 種	手 数 料		
機械加工	15,400円	空気圧装置組立て	15,400円
金属プレス加工	15,400円	油圧装置調整	13,400円
めつき	15,400円	農業機械整備	13,400円
仕上げ	15,400円	冷凍空気調和機器施工	14,500円
機械検査	15,400円	婦人子供服製造	11,200円
	特 級	和裁	10,000円
	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	機械木工	15,400円
	3 級 (在校生に限る。)	石材施工	15,400円
機械保全	15,400円	菓子製造	14,500円
電子機器組立て	15,400円	建築大工	13,400円
電気機器組立て	15,400円	かわらぶき	15,400円
建設機械整備	15,400円		
紳士服製造	15,400円	配管	13,400円
	特 級	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	8,900円
	1級及び2級	3 級 (在校生に限る。)	15,400円
プラスチック成形	15,400円	型枠施工	13,400円
	特 級 及 び 3 級 (在校生を除く。)	鉄筋施工	14,500円
	3 級 (在校生に限る。)	コンクリート圧送施工	15,400円
パン製造	15,400円	防水施工	15,400円
さく井	15,400円	ガラス施工	15,400円
鍛造	15,400円	テクニカルイラストレーション	9,500円
金型製作	15,400円	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	6,300円
工場板金	15,400円	3 級 (在校生に限る。)	9,500円
ローテ加工	15,400円	機械・プラスチック製図	9,500円
半導体製品製造	15,400円	電気製図	13,400円
		塗装	15,400円
プリント配線板製造	15,400円	電子回路接続	15,400円
	1級、2級及び3級 (在校生を除く。)	樹脂接着剤注入施工	15,400円
	3 級 (在校生に限る。)		
		イ 学科試験	

3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受験手数料は納付を要しない。

(3) その他

受験申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受験手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成10年3月27日（金）に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成10年3月27日（金）の鳥取県公報で公示する。

7 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。